

令和5年度埼玉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱

令和5年7月27日
保健医療部長決裁

1 目的

新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、市町村の取組を包括的に支援することを目的とする。

2 実施主体

市町村は、地域の実情に応じ、民間団体など市町村が適切と認める者に事業を補助等により実施することができる。この場合において、補助等を行う市町村は、補助等による事業実施及び補助先の選定に対して責任を有するとともに、補助先等と密接に連携を図り、事業の実施状況の把握を行い、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業全体の執行及び管理について、責任を持って実施すること。

3 事業内容

（1）新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業

ア 目的

受診・相談センターなど新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置について支援を行うことにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

イ 實施者

保健所政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。）

ウ 内容

受診・相談センターなど新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を設置する。

エ 留意事項

本事業の対象施設は、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）に基づき設置された帰国者・接触者相談センター、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき設置された受診・相談センター及びこれに準じて今般の新型コロナウイルス感染症に対応するために新たに設置した相談窓口であって、継続して発熱時等の受診相談及び陽性判明後の体調急変時の相談を行うものを対象とする。

新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）上の位置づけの変更と同時に終了する相談窓口に係る原状回復費用については、5月末までの執行分について対象とする。原状回復費用については、本事業のために使用した設備や使用期間に照らして、適切な範囲とすること。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保等について支援を行うことにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

イ 実施者

保健所政令市、市町村及び消防事務を所管する一部事務組合

(ただし、市町村及び消防事務を所管する一部事務組合は(エ)救急搬送に必要な対策に限る。)

ウ 内容

(ア) 新型コロナウイルス感染症患者等の病床確保

新型コロナウイルス感染症患者等を入院させるための病床を確保するに当たり病床確保料を補助する。

(イ) 宿泊療養及び自宅療養

令和5年4月1日から令和5年5月7日までにおいて、感染症法等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等であって、症状がない又は医学的に症状が軽い方（以下「軽症者等」という。）について、宿泊療養及び自宅療養を行う場合、患者等の搬送、健康管理、宿泊療養が可能な施設等の確保、宿泊施設における運営等を行う。

令和5年5月8日以降においては、新型コロナウイルス感染症患者等であって、高齢者や妊婦の方について宿泊療養（令和5年5月7日時点で設置されていた感染症法に基づく宿泊療養施設における高齢者及び妊婦の療養並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく臨時の医療施設における入院を要する者の療養をいう。）を行う場合等、患者等の搬送、健康管理、宿泊療養が可能な施設等の確保、宿泊施設における運営等を行う。

(ウ) 病床確保等に必要な対策

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関における病床確保等において必要となる消毒、患者対応に伴い深夜勤務となる医療従事者の宿泊施設確保等を行うとともに、新型コロナウイルス感染症患者を診察した医療機関において、消毒等を行う。

(エ) 救急搬送に必要な対策

新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する医療機関（新型コロナウイルス感染症患者を受入れた実績があり、G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関に限る。令和5年4月1日から5月7日までは原則として、感染症指定医療機関における感染症病床以外の入院病床又は感染症指定医療機関以外の医療機関における入院病床に限る。以下「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関」という。）に患者を搬送した際に消防機関が使用した個人防護具の廃棄を行う。

エ 留意事項

(ア) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更と同時に終了する宿泊療養施設に係る原状回復費用については、5月末までの執行分について対象とする。原状回復費用については、本事業のために使用した設備や使用期間に照らして、適切な範囲とすること。

- (イ) 病床確保料の対象施設は、「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」(令和2年6月19日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)等に基づき、県が確保した、新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関(以下「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関」という。)とする。
- (ウ) 病床確保料の対象となる病床は、「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」(令和2年6月19日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等の入院のために確保するものとして、県が新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関と調整して、県が厚生労働省に協議した病床に限るものとする。なお、当該病床には、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるために休床とした病床も含むものとする。これらの病床には、補助金が支給される間、新型コロナウイルス感染症患者以外の患者を受け入れてはいけないものとする。
- (エ) 病床確保料の補助対象となる新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関は、県や医療機関など新型コロナウイルス感染症患者等の入院調整を行う医療機関等から新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入要請があった場合は、正当な理由なく断らないこと。正当な理由なく患者を受け入れなかつた場合には、病床確保料の返還又は申請の取り下げを行うこと。
- (オ) 病床確保料の補助対象となる新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関は、医療機関等情報支援システム(以下、G-MIS)に病床の使用状況及び受入可能病床数等の入力を確実に行うことにより入院受入状況等を正確に把握できるようにし、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理システム(HER-SYS)に必要な情報の入力を行うこと。
- (カ) 病床確保料の一部については、新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者に対して処遇改善を行うために用いることとし、県に処遇改善内容の報告をするものとすること。
- (キ) 医療従事者の宿泊施設確保の対象は、医療機関があらかじめ契約等により指定する宿泊施設であって、医療従事者が新型コロナウイルス感染症患者の対応のため業務が深夜に及んだ場合、若しくは基礎疾患有する家族等と同居しており帰宅することが困難である場合等で、令和5年4月1日から令和5年5月7日までの期間に限るものとする。
- (ク) 軽症者等の対応については、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」(令和2年4月2日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)等に基づき実施すること。
- (ケ) 市町村等における搬送に使用後の個人防護具の処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等に基づき適切に処理すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関において、入院患者に対する医

療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならないようするため、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関に患者を搬送する消防機関が使用する個人防護具の確保を目的とする。

イ 実施者

市町村及び消防事務を所管する一部事務組合

ウ 内容

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等の設備整備を支援する。

エ 整備対象設備

(ア) 新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費

(イ) 人工呼吸器及び付帯する備品

(ウ) 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)

(エ) 簡易陰圧装置

(オ) 簡易ベッド

(カ) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品

(キ) 簡易病室及び付帯する備品

(ク) HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。)

(ケ) HEPAフィルター付きパーテーション

※(ク)、(ケ)及び市町村や消防事務を所管する一部事務組合が整備する(ウ)は令和5年5月8日以降に実施した事業に限る。

オ 留意事項

(ア) 個人防護具の整備に当たっては、各品目の規格に関する一例を別添に示したので、整備する際は参考にされたい。また、個人防護具の整備に当たっては、適切に管理すること。なお、備蓄分に関しては補助の対象とはならない。

(イ) 整備した設備については、新型コロナウイルス感染症患者等発生までの間において、保守点検を行うなど、整備した医療資器材等を使用できる体制を整えること。

(ウ) 事業実施に当たっては、対象医療機関等が通常使用している医療資器材について事前に把握し、医療従事者等が支障なく使用できるよう考慮すること。

(エ) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関に補助しない市町村及び消防事務を所管する一部事務組合への補助は個人防護具の整備に限る。

(4) 外来対応医療機関設備整備事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、令和5年4月1日から5月7日までに疑い例を診察する帰国者・接触者外来等を設置するとともに、5月8日以降は発熱患者等の診療に対応する医療機関(以下「外来対応医療機関」という。)を確保することにより、県民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止することを目的とする。

イ 実施者

新型コロナウイルス感染症患者を診療した実績がある外来対応医療機関等に補助する市町村

(令和5年4月1日から5月7日までは帰国者・接触者外来等 (※))

※ 令和5年4月1日から5月7日までの対象医療機関等については、下記の厚生労働省通知等に基づき設置されたものに限り認める。

(ア) 「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」(令和2年2月1日 厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡)に基づき設置された帰国者・接触者外来、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」(令和2年9月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)に基づき設置された診療・検査医療機関及び感染症専用の外来部門。

(イ) 「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いのうち、「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」について」(令和2年5月10日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)に基づき設置された医療機関。

令和5年5月8日以降の対象医療機関等については、下記の厚生労働省通知等に基づき設置されたものに限り認める。

対象施設は、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」(令和2年2月1日厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡)に基づき設置された帰国者・接触者外来、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」(令和2年9月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)及び「「新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的な内容について」(令和5年3月17日付け事務連絡)」に基づく外来対応医療機関(本県においては、診療・検査医療機関)とする。

ウ 内容

外来対応医療機関等の設備整備を支援する。

エ 整備対象設備

- (ア) HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。)
- (イ) HEPAフィルター付きパーテーション
- (ウ) 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)
- (エ) 簡易ベッド(オ) 簡易診療室及び付帯する備品

オ 留意事項

個人防護具の整備に当たっては、各品目の規格に関する一例を別添に示したので、整備する際は参考にされたい。また、個人防護具の整備に当たっては、適切に管理すること。

(5) 感染症検査機関等設備整備事業

本事業は令和5年4月1日から5月7日までの事業を対象とする。

ア 目的

地方衛生研究所等における検査機器の導入を支援することにより、新型コロナ

ウイルス感染症の検査体制を整備することを目的とする。

イ 実施者

保健所政令市及び新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関（※）に補助する市町村

※ 対象機関については、感染症指定医療機関、それ以外の医療機関で感染症法第19条又は第20条に基づき入院患者が入院している医療機関、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として県等が認めた医療機関に限る。

また、「今後のPCR検査の需要拡大に対応するための検査体制確保について」（令和2年5月18日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）等を踏まえて整備を進めること。

ウ 内容

感染症法第15条第4項の規定により保健所政令市が行う検査に必要な設備を整備する。また、新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関が行う設備整備を支援する。

エ 整備対象設備

- (ア) 次世代シークエンサー
- (イ) リアルタイムPCR装置（全自动PCR検査装置を含む。）
- (ウ) 等温遺伝子増幅装置
- (エ) 全自動化学発光酵素免疫測定装置

オ 留意事項

- (ア) 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関は、県等から感染症法に基づく行政検査の依頼があった場合に、迅速かつ確実に検査を実施できる体制を確保すること。
- (イ) 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関は、県等との委託契約に基づき行政検査を実施した際には、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に従い、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に検査の結果を入力すること。

（6）感染症対策専門家派遣等事業

本事業は令和5年4月1日から5月7日までの事業を対象とする。

ア 目的

新型コロナウイルス感染症の小規模患者クラスター（集団）が一部地域で発生するなど早急に感染拡大防止対策を講じる必要が生じた場合に、感染症対策に係る専門家の派遣や、専門家等の下で現場での活動を行うための情報共有や意見交換等を行うことにより、感染拡大の防止を図ることを目的とする。

イ 実施者

保健所政令市

ウ 内容

感染症が発生した場合に、感染地域における感染拡大を防止するため、速やかに外部から感染症対策に係る専門家を派遣できる体制を構築する。また、感染症対策に係る専門家等の下で、現場での活動を行うための情報共有や意見交換を行い、必要に応じて助言等の技術的支援を行う。

エ 留意事項

事業実施に当たっては、事前に厚生労働省と調整を行い、必要に応じて厚生労働省が派遣する専門家等と連携すること。

(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業

本事業は令和5年4月1日から5月7日までの事業を対象とする。

ア 目的

新型コロナウイルス感染症重症患者の治療を行うために必要な医療機器（人工呼吸器及び体外式膜型人工肺）を正しく扱える知識を持った医師等医療従事者を派遣することにより、新型コロナウイルス感染症重症患者に対応可能な医療提供体制を確保することを目的とする。

イ 実施者

市町村

ウ 内容

県の調整のもと、新型コロナウイルス感染症重症患者が入院している医療機関（派遣先）において当該患者の診療に従事するため、新型コロナウイルス感染症重症患者の治療に必要な医療機器を正しく扱える知識を持った医師等医療従事者の派遣を行う医療機関（派遣元）を対象に、その派遣実績に応じて支援を行うものとする。

エ 留意事項

(ア) 派遣先は、「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について（改訂）」（令和2年3月26日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の別添資料において定める「重症者」が入院している医療機関とする。

(イ) 派遣される医療従事者は、人工呼吸器または体外式膜型人工肺に関する臨床上の十分な経験や研修の受講実績がある者とする。

(8) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染症患者が増加し、通常の県内の医療提供体制において当該患者への対応が困難、又はその状況が見込まれる場合に、DMAT・DPAT等の医療チーム（以下「医療チーム」という。）を県調整本部等へ派遣することで、新型コロナウイルス感染症患者に円滑に対応できる医療提供体制を確保すること及び早急に感染拡大防止対策を講じる必要が生じた場合に、感染症対策に係る専門家を派遣し現場での活動を行うための情報共有や意見交換を行い、必要に応じて助言等の技術的支援することを目的とする。

イ 実施者

市町村

ウ 内容

県の調整のもと、医療チームを県調整本部等へ派遣し、新型コロナウイルス感染症患者に係る搬送先医療機関の選定や搬送手段の調整の支援を行うとともに、特に重症度が高い患者については医療チーム隊員同伴での搬送を行う。また、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症患者が増加している医療機関等への医療チーム派遣による医療提供及びその調整を行うとともに、感染地域における感染拡大を防止するため、速やかに外部から感染症対策に係る専門家を派遣できる体制を構築する。また、感染症対策に係る専門家等の下で、現場での活動を行うための情報共有や意見交換を行い、必要に応じて助言等の技術的支援を行う。

エ 留意事項

事業の実施に当たっては、県における新型コロナウイルス感染症患者の増加の状況に見合う規模とするものとすること。

(9) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業

本事業は令和5年4月1日から5月7日までの事業を対象とする。

ア 目的

医療機関・薬局に勤務する医師又は薬剤師が新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）し診療等が行えなくなった場合でも、継続した診療等が行えるよう他の医療機関・薬局から医師又は薬剤師の派遣を行い、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

イ 実施者

市町村

ウ 内容

新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）し診療等が行うことができなくなった医師又は薬剤師が勤務する医療機関・薬局（派遣先）において代わりに診療等に従事するため、医師又は薬剤師の派遣を行う医療機関・薬局（派遣元）に対して、その派遣実績に応じて支援を行うものとする。

エ 留意事項

- (ア) 派遣期間は、新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）した医師又は薬剤師が、その治療又は就業制限のため、勤務している医療機関・薬局において診療等に従事することができない期間とする。
- (イ) 派遣先となる薬局については、日常生活圏域（具体的には中学校区）に1件のみ所在する薬局を対象とする。

(10) 新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業

本事業は令和5年4月1日から5月7日までの事業を対象とする。

ア 目的

新型コロナウイルス感染症患者が増加した場合において、地域で維持する必要のある医療機能を担う医療機関に自院の医師等の医療従事者を派遣する医療機関に対して支援を行うことにより、救急医療等の地域医療体制を継続することを目的とす

る。

イ 実施者

市町村

ウ 内容

医師等が新型コロナウイルス対応に従事するために他の医療機関に応援に行き、又は自院の新型コロナウイルス対応に従事しているため、厳しい診療状況となっている医療機関（派遣先）に、県の定める計画に基づき、県の登録を受けた医師等を派遣する医療機関（派遣元）に対して、派遣実績に応じて支援を行うものとする。

エ 留意事項

(ア) 派遣先の医療機関は、救命救急センター、二次救急医療機関、へき地医療拠点病院、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院とする。

(イ) 派遣元は、医療機関として、1か月のべ5日以上（派遣先の常勤医師等の勤務時間に準ずる）の派遣を行うこと。

(ウ) 補助対象となる派遣期間は2か月間を上限とする。

(エ) 県において、派遣元から医師等が派遣された実績を確認した上で支援を行う。派遣元が派遣する医師等について、当該派遣期間の雇用調整助成金を受給する場合は雇用調整助成金分を控除して支援を行う。

(オ) 補助対象となる派遣人数の上限は、派遣先において新型コロナウイルス対応に従事することにより地域で維持する必要のある医療機能に従事できない医師等の数とする。

(11) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染により休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関・薬局に対して、継続・再開の支援を行うことにより、地域において必要な診療等の機能を維持することを目的とする。

イ 実施者

市町村

ウ 内容

新型コロナウイルス感染により、休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関・薬局の継続・再開時に必要な整備を支援する。

エ 整備対象設備等

(ア) HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）

(イ) HEPAフィルター付きパーテーション

(ウ) 消毒経費

ただし、(ア)については、令和5年5月7日以前は歯科診療所を除き、(イ)については令和5年5月8日以降に生じた費用を対象とする。

オ 留意事項

支援対象となる薬局については、日常生活圏域（具体的には中学校区）に1件のみ所在する薬局を対象とする。

(12) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業

本事業は令和5年4月1日から5月7日までの事業を対象とする。

ア 目的

外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関において、新型コロナウイルス感染症の疑いのある外国人が医療機関を適切に受診できる環境を確保することを目的とする。

イ 実施者

県が選出する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関であって、かつ、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関として厚生労働大臣が認める者に対して補助する市町村

ウ 内容

新型コロナウイルス感染症疑いのある患者がそれ以外の疾患の患者と接触しないように設けられた動線に確実に誘導するとともに、院内感染防止上必要な情報を提供するため、多言語の看板や電光掲示板等を医療機関内の次に掲げるような場所に整備することを支援する。

(ア) 医療機関の入口等、患者が医療機関を訪れる際にはじめに立ち寄る場所

(イ) 新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者が待機する場所

エ 留意事項

(ア) 「県が選出する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」とは、平成31年3月26日医政総発0326第3号・観参第800号厚生労働省医政局総務課長・観光庁外客受入担当参事官通知「「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」に基づき県が選出した医療機関もしくは選出を予定している医療機関をいう。

(イ) 「新型コロナウイルス感染症患者等の受入れを行う医療機関」とは、次に掲げる医療機関とする。

① 帰国者・接触者外来を設置している又は設置を予定している医療機関

② 入院を要する救急患者に対応可能な次の医療機関

・ 感染症指定医療機関

・ 「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和2年6月19日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき、新型コロナウイルス感染症の患者等のための病床を確保している、もしくは、県の調整等に応じて入院患者等の受入を行う意向がある医療機関

(ウ) (イ) の①及び②の交付対象機関は、合計で、県で定める二次医療圏の数に1を加えた数を超えないものとする。

(13) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関である重点医療機関に対して、空床確保のための支援などを行うことにより、患者受入体制を

整備することを目的とする。

イ 実施者

重点医療機関に対して補助する市町村

ウ 内容

県が協議会（「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーバランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（令和2年3月1日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）の5に掲げる協議会）に諮った上で策定した指定の方針に基づき指定した重点医療機関に対して、新型コロナウイルス感染症患者専用の病床（稼働病床）が空床となった場合に、空床確保に要する費用を支援する。併せて、専用病棟化のために休床とした病床（休止病床）についても、同様の支援を行う。

エ 留意事項

- (ア) 重点医療機関の指定要件等については別に定める。
- (イ) 県は、重点医療機関の運用について、随時状況を確認しながら必要数等について協議会に協議し、適切な事業運営を行わなければならない。
- (ウ) 厚生労働省は、運用状況を見ながら県が行う重点医療機関の設定及び解除について必要に応じて県と協議し、運用の適正化を図る。
- (エ) 事業の実施に当たり、(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業の「エ 留意事項の (エ) ~ (カ)」については本事業でも同様となる。

(14) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業

本事業は令和5年4月1日から5月7日までの事業を対象とする。

ア 目的

重点医療機関（新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関）等において、新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するために必要な設備整備を支援することにより、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を整備することを目的とする。

イ 実施者

重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関に対して補助する市町村

ウ 内容

重点医療機関等が行う高度医療向け設備の整備を支援する。

エ 整備対象設備

- (ア) 超音波画像診断装置
- (イ) 血液浄化装置
- (ウ) 気管支鏡
- (エ) CT撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む）
- (オ) 生体情報モニタ
- (カ) 分娩監視装置
- (キ) 新生児モニタ

オ 留意事項

- (ア) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医

療機関とは、体外式膜型人工肺や人工呼吸器を用いて新型コロナウイルス感染症の重症患者等の治療を行う医療機関であって、整備対象設備を組み合わせて様々な容態の患者に対して効果的な治療を行う医療機関とする。

(イ) 新型コロナウイルス感染症への対応として緊急的に整備するものであることから、特に高額な医療機器については、基本的にリースでの整備とすること。

(15) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

ア 目的

発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うことを目的とする。

イ 実施者

疑い患者を診療した実績がある救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関（令和5年4月1日から5月7日までは疑い患者を診療する医療機関として県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関とする。）に補助する市町村

ウ 内容

疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関の院内感染を防止するために必要な設備整備等を支援する。

なお、対象となる医療機関は保険医療機関に限る。

エ 整備対象設備等

(ア) 新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費

(イ) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）

(ウ) 簡易陰圧装置

(エ) 簡易ベッド

(オ) 簡易診療室及び付帯する備品

(カ) HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）

(キ) HEPAフィルター付きパーテーション

(ク) 消毒経費

(ケ) 救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品

(コ) 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器

オ 留意事項

(ア) 「救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関」は、救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等とする。

(イ) 本事業を実施する医療機関は、救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れること。ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、受入れ医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療

機関への入院を求めるものではなく、他院への転院搬送を行っても構わない。

- (ウ) 設備整備等事業の対象については、救急・周産期・小児医療において疑い患者を受け入れるために要するものに限る。
- (エ) 個人防護具の整備に当たっては、各品目の規格に関する一例を別添に示したので、整備する際は参考にされたい。また、個人防護具の整備に当たっては、適切に管理すること。
- (オ) 事業実施に当たっては、対象医療機関が通常使用している医療資器材について事前に把握し、医療従事者が支障なく使用できるよう考慮すること。

(16) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関及び軽症者等が宿泊療養を行うために確保した施設（以下「宿泊療養施設」という。）における新型コロナウイルス感染症患者等である外国人について、院内等での感染拡大を防ぎながら、多様な言語や宗教・文化的背景への配慮等外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制を整備し、国籍に関わらず適切な入院治療・療養が提供される環境を確保することを目的とする（令和5年5月8日以降は宿泊療養施設による受入れを除く。）。

イ 実施者

(ア) 入院医療機関の場合

保健所政令市及び新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関（令和5年5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり、G-MIS 上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関）であって、かつ、県が選出する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（選出予定を含む。）」である医療機関に補助する市町村。

(イ) 宿泊療養施設の場合

保健所政令市

ウ 事業の内容

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関であって、かつ、県が選出する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（選出予定を含む。）」である医療機関及び宿泊療養施設に対して、院内等での感染拡大を防ぎながら、外国人患者の受け入れにあたり必要な多様な言語や宗教・文化的背景への配慮等外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制を整備するために必要な経費を支援する。

令和2年度、令和3年度、令和4年度に本事業による補助を受けた医療機関及び宿泊療養施設は、令和5年度の補助の対象外である。

エ 対象経費

外国人患者の受け入れにあたり必要な、外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制の整備、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）

オ 留意事項

(ア) 「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関」とは、県が新型コロナウイ

ルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関（「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和2年6月19日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づく、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関）をいう。

- (イ) 「県が選出する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（選出予定を含む）」とは、平成31年3月26日医政総発0326第3号・観参第800号厚生労働省医政局総務課長・観光庁外客受入担当参事官通知「「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」に基づき県が選出した医療機関もしくは選出を予定している医療機関をいう。
- (ウ) 外国人患者の受入れにあたり必要な、外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制の整備、感染拡大防止対策や診療体制確保等としては、例えば以下のような取組が考えられる。
- ① 医療通訳のできる者、外国人患者受入れ医療コーディネーター、清掃・消毒その他の外国人患者の療養の支援に必要な職員等の配置
 - ② 外国人患者とのやりとりに用いる資料（院内案内、療養上の注意、各検査・治療に関する同意書、セルフ健康チェック表、動画説明資料等）の多言語作成
 - ③ 外国人患者の動線上における施設内表示の多言語翻訳
 - ④ 外国人患者の特性を考慮したベッド、医療機器等の整備
 - ⑤ 外国人患者の特性を考慮した宗教食の調理や礼拝に必要な設備等の確保
 - ⑥ 外国人患者対応の留意点を踏まえた医療従事者等の施設内感染拡大防止対策（外国人患者対応の留意点を踏まえた研修、健康管理等）の実施
 - ⑦ 海外の民間保険会社への医療費請求、搬送の調整等を支援する医療機関向けアシスタントサービスの契約
- (エ) 本事業により外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制の整備を行った入院医療機関は、県の調整により、即応病床への外国人患者の受入れを要請された場合には、正当な理由がある場合を除き、当該外国人患者を受け入れること。ただし、本事業は外国人専用病床の確保及び県の調整における外国人患者の優先を求めるものではないことに留意すること。

(17) 外来対応医療機関確保事業

ア 目的

感染症法上の位置づけの変更により、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の患者の診療に対応する体制へと段階的に移行していくため、外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の支援を行う。

イ 実施者

令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関）の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関

ウ 内容

外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の整備を支援する。

エ　対象経費

外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備であり、具体的な対象経費の例は下記（ア）～（オ）の通り。

- (ア) 患者案内のための看板の設置料
- (イ) ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費
- (ウ) 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費
- (エ) 医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費
- (オ) 非接触サーモグラフィーカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費

4　経費の負担等

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、令和5年度埼玉県新型コロナウィルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

附 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。なお、令和5年4月1日から適用する。

(別添)

個人防護具に関する規格参考例

マスク 感染リスクの高い医療従事者が着用することを考慮し、N I O S H (米国国立労働安全衛生研究所) 規格N 9 5、 または不織布素材で製造されているサージカルマスクであること。

顔面とマスクのフィットを高いレベルで確保できるよう、伸縮性のある締めひもで首周りと後頭部を押さえる構造であること。

鼻部から漏れこみを抑えられるノーズクリップが装着されていること。

ゴーグル 防曇処理加工が施され、レンズ部は耐衝撃性の高いポリカーボネイト製であること。次亜塩素酸液への浸漬やアルコール清拭による消毒で再利用が可能であること。眼鏡をかけた者でも装着が可能であること。密封式タイプであること。

ガウン 耐水性のある不織布素材であること。

長袖で体の前面をおおえる後ろ開き形状であり、通気性、透湿性があるもの。業務遂行に支障のないよう、首部及び腰部背面で留めるしめひもを有するもの。

グローブ 水の浸透性がなく、たんぱくアレルギーを起こしにくい素材であること。手首にガウンとグローブの隙間ができないように十分な長さを有しているもの。

キャップ 毛髪を覆い、こぼれ出るのを防ぐゴム付きのもの。

マスクやゴーグルの着脱時に巻き込まれて外れないもの。

不織布素材であること。

フェイスシールド

防曇処理加工が施され、眼鏡をかけた者でも装着が可能であること。